

令和2年神審第41号

裁 決

遊漁船A定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年6月12日23時28分

京都府博奕岬北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 9.7トン

登 録 長 14.89メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 382キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に客室、同室後部の上層に操舵室をそれぞれ配し、操舵室前部右舷側に舵輪、その後方に操縦席を設け、舵輪の前面にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を装備したFRP製遊漁船で、a受審人が単独で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年6月12日13時30分京都府舞鶴港を発し、同府冠島南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、博奕岬北方沖合には、博奕岬灯台から041度（真方位、以下同じ。）710メートル、007度1,270メートル、023度1,650メートル及び048度720メートルの各地点を順次結んだ線によって囲まれた海域に、京都府知事から免許を受けた京定第9号の定置漁業漁場区域（以下「京定9号漁場」という。）が、平成31年1月1日から令和5年12月31日までの間設定されており、同漁場内には、垣網、運動場及び箱網等からなる定置網が設置されていた。

a受審人は、舞鶴港を基地として若狭湾西部での遊漁船業に長年携わり、京定9号漁場の存在を知っていて、平素、冠島付近の釣り場から帰航する際は、同漁場西端の西方を約400メートル離して航行することとしてGPSプロッターに進路線を入力しており、また、Aは、舵輪が中央の位置に保たれていた場合に、緩やかに左転する特性があったことから、保針のため適宜当て舵をとるようにしていた。

a受審人は、14時10分釣り場に到着後、3箇所釣り場で錨泊して釣り客に遊漁を行わせ、23時00分帰航の途に就き、若狭湾西部を南下した。

a受審人は、釣り客8人を船室に配し、自らは操縦席に腰掛け、レ

ーダー及びGPSプロッターをいずれも作動させ、23時13分博奕岬灯台から028度4.55海里の地点で、左舷船首方に視認した舞鶴港口灯浮標の灯光を航進目標として針路を218度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、時折当て舵をとりながら手動操舵により進行した。

a 受審人は、操縦席に腰掛けた姿勢のまま操船に当たっていたところ、23時23分博奕岬灯台から015度2.0海里の地点に達したとき、海上が平穏で、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩み、眠気を催したが、舞鶴港港口まであと少しなので眠気を我慢できるものと思い、直ちに操縦席から立ち上がるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、間もなく居眠りに陥った。

こうして、a 受審人は、当て舵がとられなくなったことで舵輪が中央の位置に保たれたまま、緩やかに左転しながら京定9号漁場に向かって続航し、同漁場に進入した直後、23時28分博奕岬灯台から008度1,250メートルの地点において、Aは、船首が182度を向き、原速力のまま、定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力1の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期であった。

その結果、推進器翼に曲損等を生じ、定置網は、運動場の脇網及びワイヤロープの一部が破断したが、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、夜間、博奕岬北方沖合において、舞鶴港に向け帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、京定9号漁場に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、博奕岬北方沖合において、舞鶴港に向け帰航中、

操縦席に腰掛けた姿勢で眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、直ちに同席から立ち上がるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、舞鶴港港口まであと少しなので眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、緩やかに左転しながら京定9号漁場に向かって進行し、同漁場に進入して定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年5月27日

神戸地方海難審判所

審判官 鎌倉保男